

むつ税務署からのお知らせ

◎今般の地震の被害を受けて避難をされている皆様へ

青森県、岩手県、宮城県、福島県、茨城県の納税者の方につきましては、国税に関する申告・納付等の期限の延長を行いました。この他の地域に納税地のある方につきましても、交通途絶等により申告・納付等が困難な方につきましては、期限の延長が認められますので、状況が落ち着いた後、最寄りの税務署にご相談ください。

◎他の地域より避難されてきた皆様へ

国税に関するご相談等は、最寄りの税務署でもお受けしておりますので、ご相談ください。また、すでに申告を行っている還付金の支払時期等の確認や納税証明書交付の交付につきましても、最寄りの税務署へご相談ください。なお、納税証明書の交付まで多少の日数がかかる場合があります。

<問い合わせ先>

むつ税務署 総務課 ☎0175-22-3294

下北地域県民局県税部からのお知らせ ～県税口座振替について～

県では県税の口座振替の申込みを受け付けています。県税の納税は、便利で安全・確実な口座振替をご利用ください。

【口座振替を利用できる県税】

- ◆自動車税…6月納期分（定期賦課分） ◆法人県民税・法人事業税…中間申告分及び確定申告分（期限内申告分に限る）
- ◆個人事業税…8月・11月納期分（定期賦課分） ◆軽油引取税…特別徴収義務者の申告分（徴収猶予分を除く）

【申込方法】

本人名義の通帳と預金届出印を持参のうえ、最寄りの取扱金融機関又は地域県民局県税部にお申し込みください。申込用紙は各窓口にて備え付けてあります。

【申込期限】

- ◆自動車税…4月末日 ◆個人事業税…8月中旬 ◆法人県民税・法人事業税、軽油引取税…申告期限の日

【取扱金融機関】

青森銀行、みちのく銀行、青い森信用金庫、青森県信用組合、東北労働金庫、農業協同組合など

【ご注意ください】

振替日から数日間は地域県民局県税部の窓口では振替の確認が出来ませんので、その期間に納税証明書が必要な場合は、口座振替分の記帳を行った預金通帳を持参していただく必要があります。

詳しくは下北地域県民局県税部納税管理課（☎22-8581 内線203）までお問い合わせ下さい。

東通村の郷土芸能「能舞」と「そば」を楽しむ会 チケット払い戻しのお願い

去る3月24日(木)開催を予定しておりましたが、先般の大地震のためやむを得ず中止いたしました。

チケットをご購入いただきました方々には、大変ご迷惑をおかけいたしました。またチケットをお持ちの方におかれましては、ご持参の上「東通村商工会」で払い戻しをさせていただきますよう、お願い申し上げます。

仮称「東通村おもてなし隊」

《お問い合わせ先》

東通村商工会 ☎48-2081